令和４年５月３０日

　各　位

岐阜羽島衛生施設組合

管理者　岐阜市長　柴橋　正直

 　（公　印　省　略）

次期ごみ処理施設整備に伴う坂路拡幅工事に係る技術提案書の提出依頼について

標記工事の入札について、総合評価落札方式を適用するため、下記要領により技術提案書を作成し提出してください。

記

１．工事の概要

（１）工事名 次期ごみ処理施設整備に伴う坂路拡幅工事

（２）工事場所 羽島市福寿町平方地内

（３）工事内容　　令和４年度

・構造物撤去工　一式

・道路土工　　　一式

・排水構造物工　一式

・光ファイバー工(仮設工、復旧工)　一式

令和５年度

・石・ブロック積工　一式

・法面工　一式

・舗装工　一式

・光ファイバー工(復旧工、撤去工)　一式

（４）工事完成期限　　　令和５年１０月３１日

（５）余裕期間の有無　　有

（６）工事着手日　　　　令和４年８月２２日

（７）資料　　 　　設計図書一式

（８）本工事は入札に際して施工計画等に関する技術提案書を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（チャレンジ型）を適用する。

２．技術提案書の提出

（１）提出方法

様式第１号（第６条関係）を電子入札システム又は紙方式で提出（代表者の押印は不要。）すること。紙方式の場合、岐阜市行政部契約課請負係まで持参又は郵送すること。その際、様式第１号のコピーを１部添付すること。契約課で受領確認の受付印を押印後、ＦＡＸにて返信する。

　　技術提案書の提出がない場合、その者のした入札は無効とする。

（２）提出期間

令和４年５月３０日（月）から令和４年６月９日（木）まで

ただし、岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第45号）に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。受付時間は９時から１７時まで。ただし、正午から１３時までは除く。

（３）次のア及びイに掲げる者は、当該ア及びイに通知された日から起算して３日以内に技術提案書内容確認申告書（様式第５号（第１０条関係））及び技術提案書の内容を確認できる書類（以下「技術確認書類」という。）を持参又は郵送（ホッチキス等で綴じること）もしくは電子メール（メールアドレス　keiyaku@city.gifu.gifu.jp）により提出すること。

ア　岐阜市建設工事総合評価落札方式実施要領第１０条第２項の規定により、くじを引く者

イ　落札候補者(アに該当した落札候補者を除く。)

※電子メールにより提出する場合は次のことに留意すること。

　・一般競争入札参加資格確認申請書に記載したメールアドレスから送信すること。

　・メールの件名もしくは本文に工事名を入力すること。

　・メールにて提出した場合は、行政部契約課審査係に連絡すること。

　・添付ファイルの容量は、１０ＭＢ以下とすること。

　・添付ファイルは、Microsoft WordまたはMicrosoft Excelで読込可能なもの、もしくはPDFファイル（AcrobatReaderDCで読込可能なもの）、画像ファイル（JPEG及びGIF形式）とすること。

（４）郵送方法

　　別紙「入札（見積）書等の提出について」のとおり、提出期限の前開庁日の１６時までに到着するよう郵送すること。

３．技術提案書作成時の注意点

作成する技術提案書の評価内容は、「４．総合評価に関する事項」のとおりとし、次の事項に留意して作成すること。

・　「同種工事施工実績」について、受注形態が共同企業体である場合の施工実績は、出資比率３０％以上のものを実績とみなす。

また、技術提案書提出時に配置予定技術者が特定できない場合、資格等の要件を満たす複数の候補者のうち評価が最も低いもので評価する。

※　実際の施工にあたって技術提案書に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。

・直近１か年度とは令和３年度を指し、直近２か年度とは令和２年度から令和３年度**（※工事成績評定点においては、令和元年度から令和２年度）**までを指し、直近３か年度とは令和元年度から令和３年度までを指し、直近５か年度とは平成２９年度から令和３年度までを指し、直近１０か年度とは平成２４年度から令和３年度までを指す。

　　・　技術提案書にチェックがないなど明確に判断できない項目は、最も低い評価とする。

　　・　関係市町とは、岐阜市、羽島市、岐南町又は笠松町を指す。

４．総合評価に関する事項

（１）技術的能力の評価基準等

次表の審査項目及び評価基準に基づく審査を行い、標準点に加点する。

なお、得点欄に※がある項目については、評価項目及び留意事項により算出された点数を得点とする。

ア

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 審査項目 | 評価項目及び留意事項 | 評　価　基　準 | 配点 | 得点 |
| 施工能力 | [安全対策]■ 評価項目労働安全衛生分野表彰歴及び工事事故等による資格停止措置の有無。■ 留意事項〇「労働安全衛生分野表彰歴」は以下のとおりとする。・安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣・岐阜労働局長表彰・厚生労働省労働基準局長が行う建設事業無災害表彰（岐阜県内工事に限る）・厚生労働省労働基準局長が発行した無災害記録証　〇　安全衛生に係る功労者に対する厚生労働大臣表彰・岐阜労働局長表彰については、被表彰者が、入札参加者の現役の社員である場合に該当。＜技術確認書類＞・労働安全衛生分野表彰歴を証明できる書類（表彰状の写し等）・安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣・岐阜労働局長表彰については、被表彰者と入札参加者の関係が確認できる資料 | 過去に労働安全衛生分野表彰歴あり、かつ入札公告日の属する年度及び直近３か年度に関係市町からの工事事故等による資格停止措置なし | 2 | /2 |
| 過去に労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ入札公告日の属する年度及び直近３か年度に関係市町からの工事事故等による資格停止措置なし、若しくは過去に労働安全衛生分野表彰歴あり、かつ入札公告日の属する年度及び直近３か年度に関係市町からの工事事故等による資格停止措置あり | 0 |
| 過去に労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ入札公告日の属する年度及び直近３か年度に関係市町からの工事事故等による資格停止措置あり | -2 |

イ

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 審査項目 | 評価項目及び留意事項 | 評　価　基　準 | 配点 | 得点 |
| 企業能力 | [工事成績評定点]■ 評価項目直近２か年度に完成引き渡しの済んだ工事の工事成績評定点の平均点※実績のない年度は６５点とする。■ 留意事項　〇　直近２か年度に完成引渡しが済んだ関係市町発注の土木一式工事にかかる工事の工事成績評定点の平均を算出すること。〇　各市町の工事成績評定点の平均点（基準）は、　　岐阜市　：　73点　　羽島市　：　73点　　岐南町　：　68点　　笠松町　：　81点とする。〇　各市町における工事成績評定点の平均点を基準とし、複数の市町で実績を有する場合には、各市町における実績と基準により、それぞれ算出された配点の平均値とする。　なお、配点の平均値の端数処理については、少数点第２位以下を切り捨てとする。例えば、岐阜市及び羽島市に実績のあるA業者の評価は、岐阜市　基準73点≦実績74点　　　　配点：1点羽島市　基準73点＞実績71点　　　　配点：0点評価点の平均（1点+0点）/2＝0.5点A業者の配点：0.5点＜技術確認書類＞・様式第６号に該当する全ての工事成績評定点を記載し、記載した順番に工事成績評定結果通知書の写しを添付すること。 | 関係市町発注の土木一式工事の工事成績評点の平均点以上 | 1 | /1※ |
| 関係市町発注の土木一式工事の工事成績評点の平均点未満又は実績なし | 0 |
| [働き方改革の推進]■ 評価項目週休2日制工事の実績の有無。■ 留意事項〇　国及び地方公共団体が発注した工事での実績＜技術確認書類＞・週休2日制工事を履行した実績が確認できる書類（契約書及び特記仕様書、評定通知書等）の写し | 実績あり | 1 | /1 |
| 実績なし | 0 |

ウ

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 審査項目 | 評価項目及び留意事項 | 評　価　基　準 | 配点 | 得点 |
| 配置予定技術者の能力 | [技術者の保有資格]■ 評価項目配置予定技術者が保有する資格の有無。＜技術確認書類＞・配置予定技術者が保有する資格を確認できる書類 | 1級土木施工管理技士又は技術士（総合技術管理部門（建設）・建設部門） | 1 | /1 |
| 2級土木施工管理技士 | 0.5 |
| 上記以外 | 0 |
| [若手・女性技術者の育成・確保]■ 評価項目公告日時点で４０歳未満の技術者又は女性技術者の配置の有無及び継続的雇用の有無。＜技術確認書類＞・該当者が従業員であることを証明できる書類（健康保険証）の写し。・該当者の継続雇用が確認できる書類の写し。・該当者が女性技術者の場合は、性別が確認できる書類（健康保険証、パスポート等）の写し | ３年以上継続雇用している、４０歳未満の技術者又は女性技術者を主任（監理）技術者として配置する | 2 | /2 |
| ４０歳未満の技術者又は女性技術者を主任（監理）技術者として配置する | 1 |
| 上記以外 | 0 |

エ

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 審査項目 | 評価項目及び記載事項 | 評　価　基　準 | 配点 | 得点 |
| 地域要件 | [関係市町内業者への下請率]■ 評価項目当該工事の関係市町内業者の活用状況■ 留意事項〇　本工事の元請業者及び下請業者の施工金額について関係市町内業者への下請率を算出する。〇　下請率の算出方法は別紙「関係市町内業者への下請率の考え方について」参照〇　関係市町内業者とは、関係市町内に本店を有する企業を示す。　〇　実際の施工にあたって、下請の変更があった場合、記載した関係市町内業者の下請率を下回らないこと。〇　申告した下請率が不履行の場合、入札参加資格停止・工事成績評定点の減点を行う場合がある。＜技術確認書類＞・様式第８号の該当する項目に〇をつけること。割合は、請負予定金額に占める関係市町内業者の施工予定金額の割合とする。 | 請負金額に占める関係市町内業者の施工金額の割合が　　　　　　９０％以上 | 2 | /2 |
| 請負金額に占める関係市町内業者の施工金額の割合が　　　　　　５０％以上９０％未満 | 1 |
| 請負金額に占める関係市町内業者の施工金額の割合が　　　　　　５０％未満 | 0 |
| [災害協定参加等]■ 評価項目災害協定等への参加や同等の活動実績の有無。■ 留意事項〇　関係市町と災害時の応急対策に関する協定等を締結している団体への加入の有無、直近１０か年度での関係市町内における同等の活動実績の有無及び関係市町内の地元自治会等との協定等締結の有無により判断する。＜技術確認書類＞・関係市町との災害時応援協力に関する協定等への参加が確認できる書類・協定等へ参加している各協会等からの証明書・「直近１０か年度での関係市町内における同等の活動実績」の場合、その活動内容が確認できる書類・関係市町内の自治会等との協定書等の写し | 関係市町との協定等を締結している団体の会員、又は直近１０か年度での関係市町内における同等の活動実績あり | 2 | /2 |
| 関係市町内の自治会等との協定等を締結している | 1 |
| 参加なし、かつ活動実績なし | 0 |
| [ボランティア活動]■ 評価項目直近２か年度以内の社会貢献活動実績の有無。■ 留意事項〇　判断基準　　「ボランティア活動」の評価は、入札参加者が企業として実施した関係市町内における社会貢献活動（建設業協会など団体の構成員としての活動、町内会等の要請に基づき行った活動や地域住民等との協働活動を含む。）を対象とする。ただし、有償の活動、社員等が個人的に参加した活動、関係市町外で行った活動、又は災害協定参加等の評価項目において加点される活動は対象としない。　　「活動」とは、対象期間において実施した1回以上の活動を実績として評価する。なお、同一箇所において同様の活動を複数回行った場合でも、１回の活動とみなす。〇　ボランティア活動　　ボランティアとは、一般的に「自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する行為」をいい、本評価項目では、「報酬を目的としないで、自分（企業）の労力、技術、時間を提供して地域社会等のために行った社会貢献活動」を評価する。ボランティア活動は、固定概念がなく多様な分野での様々な活動が考えられるため、前述の判断基準に該当する活動であれば評価する。　　例えば　　　・公共空間、文化財等の美化活動（道路、河川及び公園等の清掃、除草など（岐阜市アダプト・プログラムの活動、ぎふ・ロード・プレーヤー事業に基づく活動を含む））・自然、環境保護に関する活動（環境保全活動、環境学習活動など）　・保健、衛生に関する活動（献血活動の普及、啓発及び協力活動など）・交通安全、防犯に関する活動（防犯パトロール活動、交通安全啓発活動など）・青少年の健全育成に関する活動（職場体験学習、建設業のPR活動など）・まちづくり、まちおこしに関する活動（公的イベントのサポート活動、など）・その他、公共の福祉に関する活動などが考えられる。＜技術確認書類＞ | ２つ以上の活動実績あり | 1.5 | /1.5 |
| 活動実績あり | 1 |
| 活動実績なし | 0 |
| 入札参加者が企業として当該活動に参加したことが確認できる資料（主催団体が発行する活動実績証明書、表彰状、感謝状等の写し又は新聞記事若しくは活動状況写真など）。 |  |  |  |
| [除雪業務等の受託実績]■ 評価項目直近２か年度以内の関係市町内での除排雪又は凍結防止剤散布業務の契約の有無＜技術確認書類＞　・契約書の写し | 契約あり | 1 | /1 |
| 契約なし | 0 |
| [関係市町の消防団・水防団への協力状況]（１）常勤雇用の従業員に対する団員数■ 評価項目社内規定で団活動に対して協力する旨の明記の有無、かつ常勤雇用の従業員数に応じた団員数の確保。■ 留意事項〇　常勤雇用の従業員数とは、本店として登録されている所在地を管轄する年金事務所に、直近の７月１日の状況で提出した「報酬月額算定基礎届」等に記載した人数とする。＜技術確認書類＞・団活動に協力する社内規定の該当箇所の写し・直近の７月１日の状況で年金事務所に提出した「被保険者報酬月額算定基礎届」「電子媒体届書総括表」又は「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」等の写し・消防団員、水防団員を確認できる書類・該当者が従業員であることを証明できる書類（健康保険証）の写し | 社内規定で団活動に対して協力する旨の明記があり、かつ常勤雇用の従業員数に応じた団員(下記)を確保している・常勤雇用の従業員数19人以下の場合消防団員または水防団員が合計1名以上・常勤雇用の従業員数20～49人以下の場合消防団員または水防団員が合計3名以上・常勤雇用の従業員数50人以上の場合消防団員または水防団員が合計6名以上 | 1 | /1 |
| 社内規定で団活動に対して協力する旨の明記があり、かつ常勤雇用の従業員数に応じた団員（下記）を確保している・常勤雇用の従業員数19人以下の場合消防団員なし水防団員なし・常勤雇用の従業員数20～49人以下の場合消防団員または水防団員が合計1名以上・常勤雇用の従業員数50人以上の場合消防団員または水防団員が合計3名以上 | 0.5 |
| 上記以外 | 0 |
| （２）消防団協力事業所認定■ 評価項目関係市町の消防団協力事業所認定の有無。■ 留意事項〇　公告日時点で有効期間内であること。＜技術確認書類＞・消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し。 | 関係市町の認定有り | 0.5 | /0.5 |
| 関係市町の認定なし | 0 |
|  | /15 |

（２）総合評価及び入札の評価方法

①　評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点（１００点）を与え、さらに技術提案書の内容に応じ、加算点を与える。

②　総合評価は、標準点と（１）「技術的能力の評価基準等」によって得られる加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

（３）落札者の決定方法

①　入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札し、次のア、イの要件に該当する者のうち（２）「総合評価及び入札の評価方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を候補者として、（４）の確認ののち落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときはア、イの要件に該当する入札をした他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ　評価値が、標準点（１００点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

（４）加算点の確認

　　　技術提案書の加算点については、（３）①で評価値の最も高い者（落札候補者）のみ、期限内に提出された技術確認書類により確認する。

　　　技術確認書類により、技術提案書に記載された内容が確認できない又は誤っている場合は、技術提案書の評価を上限として技術確認書類で確認できる範囲で評価を行い、加算点及び評価値の訂正を行う。

　　　評価値訂正の結果、評価値の最も高い者が変わる場合は、新たに評価値が最も高くなった者に技術確認書類を提出させ、加算点の確認を行う。

（５）技術確認書類の提出

　　①　技術確認書類は、技術提案書内容確認申告書の評価項目順に添付すること。また、提出部数は１部とする。

　　②　技術確認書類の差し替えは、誤記の訂正等軽微なものに限り、提出の日を含め３日（休日を含まない）以内とする。

（６）評価内容の担保

①　技術提案書に記載されたすべての内容について、履行状況の検査を行う。

②　関係市町内業者への下請け率については、最終請負金額を元に、別紙「関係市町内業者への下請率の考え方について」に基づき、確認を行う。

上記①の内容が、受注者の責めにより入札時の評価内容が満足できない場合、又は

上記②の内容が、評価基準を下回る場合は、工事成績評定を３点減ずる。

さらに、技術提案書に記載された内容に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合は８．（３）等の扱いとする。

５．契約変更の取扱い

契約締結後、やむを得ない事由により条件変更の必要な状況が生じた場合は、契約変更の対象とし、技術提案書に基づき作成された施工計画の内容の見直しを行うものとする。

６．苦情申立て

（１）非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に書面により、管理者に対して非落札理由についての説明を求めることができる。

（２）（１）の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して１０日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

７．再苦情申立て

（１）６．（２）非落札理由の説明に不服がある者は、それぞれの説明に係る書面を受け取った日から７日（休日を含まない。）以内に書面により、管理者に対して再苦情を申し立てることができる。再苦情申立てについては岐阜市入札監視委員会が審議を行う。

（２）再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

①　受付窓口　：　岐阜市役所行政部契約課　審査係

〒５００－８７０１　岐阜市司町４０番地１

TEL ０５８－２１４－２９５１

②　受付期間　：　休日を除く９時から１７時まで。ただし、正午から１３時までは除く。

８．実施上の留意事項

（１）技術提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

（２）提出された技術提案書は、技術審査以外に提出者に無断で使用することはない。

（３）技術提案書に虚偽の記載をした者及び開札後辞退した者は、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）に基づく資格停止措置を行うことがある。

また、資料に虚偽の記載をした者による入札及び説明事項、岐阜市競争入札心得（平成10年10月1日決裁）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

（４）提出された技術提案書の差し替えは、誤記の訂正等軽微なものに限り、提出の日を含め３日（休日を含まない。）以内とする。

（５）提出された技術提案書は、返却しない。

（６）本要請資料は技術提案書作成以外の目的で使用してはならない。